

## 国連が定める重点4分野と事務総長報告(S/2010/498)において示された各分野における小目標

### 1. 紛争下及び紛争後において、女性及び少女へのあらゆる形態の暴力を防止

- 小目標1 女性に対するあらゆる形態の暴力の防止、特に性的暴力の防止。
- 小目標2 紛争下・停戦下・平和交渉中・紛争後における女性と少女の権利侵害をモニターし、これに対応するためのメカニズムの導入。
- 小目標3 国際・国家・非政府主体は、女性及び少女に対するあらゆる形態の人権侵害について国際的水準に沿った責任を取る。
- 小目標4 早期警戒システムや紛争予防メカニズムに女性や少女特有のニーズへの対応を含める。

### 2. 国家・地域・国際レベルにおいて、女性が男性と同等に平和・安全にかかる意思決定に参加

- 小目標1 紛争予防・管理・解決の意思決定プロセスにおいて女性と女性の利益を含める。
- 小目標2 公式・非公式の平和交渉・平和構築プロセスにおける女性の代表性を高め、実質的参加を促進する。
- 小目標3 国家及び地方政府の選ばれた代表または意思決定者における女性の代表性を高め、実質的参加を促進する。
- 小目標4 紛争や女性・少女の人権侵害を防止・管理・解決するための活動における女性及び女性組織の代表性を高める。

### 3. 紛争下及び紛争後において、女性及び少女の人権を保護し増進する

- 小目標1 女性及び少女の安全、物理的・精神的健康、経済的安全を保護し人権を尊重する。
- 小目標2 女性及び少女の政治的・経済的・社会的・文化的権利を、国際水準に沿った国内法令で保護する。
- 小目標3 女性及び少女の物理的安全を強化するためのメカニズムを導入。
- 小目標4 危険下に置かれた女性及び少女が生計維持サービスにアクセス可能。
- 小目標5 人権侵害を受けた女性による司法へのアクセスを高める。

### 4. 女性と少女特有の救済の必要性への対処、救済と復興における女性の能力を強化

- 小目標1 紛争及び紛争後における女性及び少女の母子保健のニーズに対応。
- 小目標2 復興プログラムにおける脆弱な環境下の女性及び少女のニーズへの対応。
- 小目標3 紛争後、移行期の司法・和解・再建プロセスはジェンダーの視点を取り入れる。
- 小目標4 武装解除・動員解除・再統合や治安部門改革において、女性の関係者、元戦闘員及び武装集団に付随する女性と少女の安全上の必要性に配慮する。